



飲酒運転の根絶と 年末年始の交通事故防止



飲酒運転は、厳しい刑事罰や行政処分の対象となります

- 酒酔い運転～5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
- 酒気帯び運転～3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
- 車両や酒類の提供者、同乗者も罰則の対象
- 自転車も罰則の対象
- 刑事罰だけでなく、運転免許取消処分等の行政処分の対象



パトロール

逡照

12月

発行所
五島警察署
鴨方交番

飲酒運転を
なくすために

- ★ 飲酒会合等では公共交通機関を利用する
- ★ 同伴者の中で飲酒しない人を「ハンドルキーパー」に指定し、飲酒した人を自宅まで送迎する



**年末年始は事故増加傾向！
早めのライトオン！スピードダウン！**

特殊詐欺 緊急特別警報

息子かたるオレオレ詐欺が
県内で10月以降急増して
います。

オレオレ詐欺に遭わないための
3つの対策

- 防犯機能付きの電話の導入
- 留守番電話機能の活用
- 家族で合い言葉を決めておく

警察に相談し
ます。あなた
の声を本当
に聞いてく
れませんか？



安全運転相談制度について

安全運転相談窓口では、病気、身体の障がい等を有する方、高齢者その他運転に不安を感じる方の運転免許取得、更新や運転免許証の返納等に関する相談を受け付けています。

運転免許の取得を希望する方や運転免許を有する御本人のほか、御家族等からの相談にも対応しています。

相談には、医療に関する専門的知識を持つ保健師や安全運転指導等に一定の知識を持つ職員が対応し、安全運転の継続に必要な助言・指導や運転免許証返納後の各種支援施策の案内等を行っています。



・来場相談 岡山県運転免許センター

平日（月曜日～金曜日）8時30分～16時00分

※身体の障がいに関する相談は、事前の予約が必要です。

・電話相談 安全運転相談ダイヤル #8080(シャ・パ・パ・リ)

平日（月曜日～金曜日）8時30分～17時00分